

財務省告示第二百七十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年七月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二							
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	の振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行						
利付国庫債券（十年）（第二百七十回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	財政融資資金による利付国庫債	券（十年）の借換えのため	受付け	額面金額で二千五百億円	二千万五百十八億五千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年六月二十日	額面金額百円につき百円七十四	年一・三パーセント	平成十七年十二月十日を	期とし、次の算式により算出し	た金額を支払う。ただし、算出し

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{簿面金額} \times 1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十三	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十七年六月二十日
十四	償還金額	平成二十七年六月二十日	
十五	償還金額	日本銀行	
十六	元利支	額面金額百円につき百円	
十七	払込期日	平成十七年六月二十日	